

倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（ブランド構築）業務評価基準書

1 目的

本基準は、倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（ブランド構築）業務に関するプロポーザルを実施するにあたり、提案内容の評価および応募事業者の順位付けを行うために必要な事項および基準を定めたものである。

2 選定機関

提案書の評価および受託事業者の選定は、倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（ブランド構築）業務に関する選定委員会が行う。

3 評価方法

(1) 審査条件

本件に応募した事業者（以下、「応募事業者」という。）が提出した提案書等について、以下の事項を確認する。

なお、要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

ア 費用見積金額が「倉吉市『ノスタルジックリゾート倉吉』創造事業（ブランド構築）業務に関するプロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「提案上限額」に定める金額を満たしていること。

イ 実施要領及び、倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（ブランド構築）委託に関する仕様書に定める内容を満たしていること。

~~(2) 一次審査~~

~~ア 一次審査は、企画提案書の内容について書類審査し採点する。~~

~~イ 一次審査は「企画提案書」「提案価格」の項目により評価を行う。~~

~~ウ 一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、上位3者程度を二次審査対象とする。~~

~~エ 応募者が3者以下の場合是一次審査を行わず、プレゼンテーション審査のみとする。~~

(3) 三次審査 **プレゼンテーション公開審査**

~~ア 一次審査を通過した応募事業者が実施するプレゼンテーションにより、提案内容を評価し、採点する。~~

イ 参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

(4) 第一優先交渉事業者の選出

一次審査及び三次審査 **プレゼンテーション公開審査**における合計を総合評価点とし、応募事業者の順位付けを行い、総合評価点が最も高い応募事業者を第一優先交渉事業者として選定し、次に点数が高い応募事業者を次点事業者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上ある場合は、見積金額の低い者の順に、候補者若しくは次点事業者を選定する。

評価基準表 ※倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（ブランド構築）業務

| 1 一次審査プレゼンテーション公開審査による審査項目 (220点) | | 内容 | 配点 |
|-----------------------------------|----------------------------|--|------|
| 1 業務執行能力 | 提供体制・業務実績 | 実施体制（協力事業者含む）において、地域ブランディング、コンセプト策定、調査分析、編集デザイン等の専門領域をカバーできているか。 | 50点 |
| | | 実施体制（協力事業者含む）において、国内外（特にフランス市場を重点対象）に向けた体験・物産等の幅広いブランドづくりの実績・経験を有するか。 | |
| | 業務スケジュール | 円滑に業務を進めることができるスケジュールが設定されているか。役割分担が明確であるか。 | |
| | 地域との協働経験 | 市内のさまざまな領域の事業者や地域住民等との協働経験があり、地域を巻き込んで円滑に業務を進行できる体制を持つか。 | |
| 2 企画提案 | 事業背景・地方創生文脈の理解 | ノスタルジックリゾート倉吉構想の趣旨、これまでの倉吉市の観光・地方創生施策との連続性、欧米長期滞在志向層をターゲットとする戦略的意義が深く理解され、提案に反映されているか。 | 140点 |
| | 他事業（基盤整備・経済効果拡大事業）との連携・整合性 | 同時並行で実施される「基盤整備・経済効果維持拡大事業」との役割分担、相乗効果を生み出すための連携体制、共通 KPI 達成に向けたロードマップが具体的に示されているか。 | |
| | ブランドコンセプト設計の妥当性 | 欧米（特にフランス市場を重点対象）長期滞在志向層への訴求設計、本市の生活文化・景観資源の活かし方、コンセプトブックを通じた地域共有の手法が網羅的に提案されているか。 | |
| | 市内事業者ネットワーク・地域巻き込み | 観光分野に限らず、物産・飲食・宿泊・文化等の幅広い市内事業者を巻き込む体制・手法が示されているか。地域住民・事業者との協働実績はあるか。 | |
| | 交流型体験の実証手法 | 住民交流・町並み散策・食文化体験を組み合わせたプログラム設計、主観的評価（感じたこと・気づき・満足度）に加え、滞在行动・地域消費の検証手法が具体的に示されているか。 | |
| | 自走化・人材育成（伴走型） | 地域事業者による自走化に向けた運営モデルの整理、伴走型の人材育成プロセス、令和9年度以降の継続展開の道筋が明確に示されているか。 | |
| | データ・調査に基づく客観性 | 公的統計や既存調査から適切な引用がなされているか。 また、全般的にデータに基づく透明性のある分析ロジックが担保できているか。 | |
| 3 独自提案 | 独自提案の優位性 | 業務目的を達成するために効果的な内容、方法など本市にとって有益な提案事項はあるか。 | 10点 |
| 4 提案価格 | 妥当性・費用対効果 | 提案内容と提案価格の妥当性及び費用対効果が適当であるか。 | 20点 |
| 2 二次審査による審査項目 (220点) ※同土 | | 内容 ※同土 | ※同土 |

上記の評価基準表における一次審査及び二次審査での合計を総合評価点とする。